

成瀬うさぎ谷戸公園における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を  
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

成瀬うさぎ谷戸公園における物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月18日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

公園緑地内樹木の枝折れによる物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 2023年10月16日                                    |
| 2 | 事故発生場所  | 東京都町田市西成瀬一丁目7番先<br>成瀬うさぎ谷戸公園隣接地                |
| 3 | 事故の概要   | 市が管理する成瀬うさぎ谷戸公園の樹木が枝折れし、隣接地内にある車両とフェンスを損傷させたもの |
| 4 | 事故の種別   | 物損事故   |
| 5 | 被害者の住所  |  |
| 6 | 被害者の氏名  |  |
| 7 | 損害賠償の額  | 1,265,971円                                     |